

---

法制執務 Q&A  
条例及び地方首長規則編

---

インドネシア共和国  
法務人權省  
法規総局  
2022 年



# 作成チーム

- 総合リーダー/責任者 : Dr. Dhahana Putra, Bc.IP., S.H., M.H.
- 運営 : 1. Ceno Hersusetiokartiko, Bc.IP., S.H., M.H.  
2. Cahyani Suryandari, S.H., M.H.  
3. Dr. Roberia, S.H., M.H.  
4. Unan Pribadi, S.H., M.H.  
5. Ardiansyah, S.H., M.H.  
6. Nuryanti Widyastuti, S.H., M.M., Sp.N.  
7. Liestiarini Wulandari, S.H., M.H.  
8. Priyanto, S.H., M.H.
- リーダー : Andriana Krisnawati, S.H., M.H.
- 事務局 : Reni Oktri, S.H.
- メンバー : 1. Andrie Amoes, S.H., M.H.  
2. Tri Wahyuningsih, S.H., M.H.  
3. Yeni Nel Ikhwan, S.H., M.H.  
4. Victor Stanley Hamonangan, S.H., M.Hum.  
5. Rahayu, S.H., M.H., LL.M.  
6. Nur Rokhma Muliana, S.H., M.H.  
7. Nurfaqih Irfani, S.H., M.H.  
8. Desi Khairani, S.E., Ak., M.H.  
9. Irma Wahyuni, S.H., M.H.  
10. Nurul Hidayah, S.H.  
11. Siti Masitah, S.H., M.H.  
12. Wahyu Tri Hartomo, S.H., M.H.  
13. Dwi Retnaningtyas, S.H.  
14. M. Manzilah Falah, S.H.  
15. Yulanto Araya, S.H.  
16. Kadek Aditya Vermana, S.H.  
17. Prahesti Sekar Kumandhani, S.H.  
18. Putri Sekarinda, S.H.  
19. Rafika Usnah Aulia, S.H.  
20. Ari Setyowati, S.H.  
21. Mohammad Binarlal Setiadi, S.S.



あなた方の上に平和がありますよう。

アツラーの神のご加護により「法制執務 Q&A 条例及び地方首長規則編」を完成させることができた。

本書は、法規総局及び国際協力機構（JICA）の協力実施の枠組みで作成された「法制執務 Q&A 中央編」の続編である。

本書は、地方における法令、特に条例及び地方首長規則の制定プロセスにおいて生じる諸問題又は理解の相違に答えるための正式な文献を出版することを目的としたものである。

ご存知のとおり、インドネシアにおける法令の制定については「法令の制定に関する 2011 年法律第 12 号」及びその改正である「法令の制定に関する 2011 年法律第 12 号の 2 度目の改正に関する 2022 年法律第 13 号」及び施行規則に定められている。それらの法令は、条例及び地方首長規則を含め、法令の制定について包括的かつ詳細に定めている。

また、「地方政府に関する 2014 年法律第 23 号」及び数次にわたり改正されその最終改正である「地方政府に関する 2014 年法律第 23 号の 2 度目の改正に関する 2015 年法律第 9 号」及びその施行規則も、条例及び地方首長規則の制定に関する規定を定めている。

地方での実務上、法令の適用を行う際に条項又は付属書類の規定に対する見解又は解釈の相違の問題に直面することが多々あり、制定プロセスに関する規定であれ、法令作成技術に関連してであれ、その規定の適用に関する理解や意味づけに相違が生じている。条例及び地方首長規則の作成プロセス及び技術に関する法令の規定の適用の際に生じる問題は、少なくとも 3 つの事項に起因している。すなわち、必要な規定がまだ定められていない、規定は定められているが不明確かつ例示がない又は規定は定められているが別の規定との整合性がないことである。上記に基づき、実務で生じる問題に対して解説し、規則の制定に関する法令の適用にかかる理解及び意味づけの相違に対して一致した見解を形成できるように Q&A 本の形式でのレファレンスが必要なのである。

本書に記載されている考え又は意見が、地方における実務で頻繁に生じている問題の解決策としての回答又は解説となることを期待している。本書は、読者が地方で実際に直面する問題の解説をすぐに見つけられるように Q&A 形式を用いて作成されている。

本書には、法令制定権限を行使する際のユーザーである省庁からの意見も得ている。本書内の意見が、条例及び地方首長規則制定の法秩序の実現における共通の結論として理解され、受け入れられることを期待している。本書は、情報提供者としての大学教授、法令専門家、「法令の制定に関する 2011 年法律第 12 号」及びその改正法の作成プロセスに関わった関係者を招き、その意見に留意しつつ作成された。

また、本書の考え方は、法令専門家の著書又は記事の形での学術論文並びに条例又は地方首長規則の制定に関わった関係者の意見をレファレンスとして用い、その内容を豊かなものにしていく。しかし、本書の作成は、新たな法を形成するということではなく、あくまでも法令制定分野の政策に基づいており、法令制定のための技術指針として使っていただくことを意図している。

この場をお借りして、情報提供者である Prof. Dr. H. Bagir Manan 氏、Zafrullah Salim 氏、Sri Hariningsih 氏、Wicipto Setiadi 氏、Fitriani Ahlan Sjarif 氏、Oce Madril、氏 Teguh Satya Bhakti 氏、Afifi 氏、作成チーム及び全ての方のお名前をここで挙げることはできないが、意見その他の形で貢献いただいた方々に対してお礼を申し上げたい。また本書への協力及び支援をいただいた JICA にも最大限の感謝の意を伝えたい。

本書の発行により、地方レベルにおける法令制定官吏、特に法令ドラフター専門職官吏及び法令制定にかかわる方々が、条例及び地方首長規則の制定実務の問題について共通の理解を得られることを期待している。地方における法の確実性及び法秩序の実現、そして質の高い条例及び地方首長規則の実現のために、本書が直接間接を問わず現実的な貢献を与えることを期待している。

2022 年 7 月 3 日、ジャカルタ

法務人権省法規総局長代行

Dr. Dhahana Putra, Bc.IP., SH., M.Si.

あなた方の上に平和がありますよう。

条例及び地方首長規則は、パンチャシラ及びインドネシア共和国 1945 年憲法に基づくインドネシア共和国統一国家の枠組み内での国内の法令制度の統合的な一部である。条例及び地方首長規則は、インドネシア共和国 1945 年憲法第 1 条（3）項に規定の通り、法治国家としてのインドネシア国家の実現にとって戦略的で重要な地位及び機能を有している。インドネシアで用いられている法治国家の概念は、中央及び地方の行政活動の実施の根拠として、法令の形式での成文法を優先するというヨーロッパの大陸法（Civil Law）の伝統をより志向したものとなっている。

良質の条例及び地方首長規則を生み出すためには、地方レベルにおける法令制定に関する法への正しい理解も必要である。これについては、「法令の制定に関する 2011 年法律第 12 号」及び数次にわたり改正されその最終改正である「法令の制定に関する 2011 年法律第 12 号の 2 度目の改正に関する 2022 年法律第 13 号」に定められている。条例及び地方首長規則の制定に関する規制は、「地方政府に関する 2014 年法律第 23 号」及び数次にわたり改正されその最終改正である「地方政府に関する 2014 年法律第 23 号の 2 度目の改正に関する 2015 年法律第 9 号」にも準拠している。この法律及び施行規則には、遵守すべきである制定の原則及び内容の原則、踏むべき段階、条例及び地方首長規則制定を拘束する指針及び基準となっている作成技術について包括的に定められている。

地方レベルでの法令の制定は上述の通り法令で総合的に定められているものの、制定者の理解及び見解の相違の存在が条例及び地方首長規則の制定プロセスの中で実務上頻繁に問題となっている。これは、実務上必要な事項に関する規制の空洞化、規制はあるもの実務上のニーズに対し明確かつ完全に回答を示していないこと、規制の不整合性によるものである。その一方で、それらの実務上の疑問又は問題に対応するためのレファレンスとすることができる文献は数多くは存在していない。そのため、法務人権省は法規総局を通じて「法制執務 Q&A 条例及び地方首長規則編」を発行した。本書は、2019 年に法務人権省が発行した「法制執務 Q&A 中央編」の続編である。

本書は、実務の中で直面する問題に回答を提供し、読者が理解しやすいように、実務の中で生じる問題を整理し、Q & A 形式でまとめたものである。法令の制定段階（計画、作成、審議、可決/決定、公布）から周知、住民参加、法令審査に至るまでの実務上多く経験する法的問題に対する回答及び「法令制定に関する 2011 年法律第 12 号」付属書類 II に記載されている法令作成技術の規定に関する理解の相違に関する回答を記載している。地方レベルの法令制定に関与する全ての関係者が実務上の問題として抱える見解又は理解の相違を一致させるための技術指針として本書が利用されることを期待している。

法規総局、本書の制定及び発行に協力又は支援をくださった JICA、作成に尽力された「法制執務 Q&A 条例及び地方首長規則編」作成チームメンバーにお祝い申し上げたい。また、本書の内容を豊かで彩りあるものとするために学術的な観点から非常に重要で貴重な意見をくださった情報提供者の皆様にも御礼申し上げます。読者の皆様に、ぜひ、この「法制執務 Q&A 条例及び地方首長規則編」を読んでいただきたい。本書が地方における正しく良質の法令制定にとって現実的な貢献を果たし、インドネシアにおける法令分野の学問の発展に広く貢献できることを願っている。

2022 年 7 月 16 日、ジャカルタ

インドネシア共和国法務人権大臣

Yasonna H. Laoly



# 目次

Contents	
はじめに .....	iii
挨拶 .....	v
目次 .....	vii
第 1 章 .....	1
条例及び地方首長規則の 定義、原則、種類、及び内容 .....	2
第 2 章 .....	13
条例の制定 .....	13
A. 計画 .....	13
B. 作成 .....	32
B.1.プロセス及び段階 .....	32
B.2.作成チーム .....	35
B.3.コンセプトの調和、一体化及び定着化 .....	38
C. 審議 .....	47
D. 決定 .....	53
E. 公布 .....	55
第 3 章 .....	59
条例及び地方首長規則の周知、住民参加及び翻訳 .....	59
A. 周知 .....	59
B. 住民参加 .....	60
C. 翻訳 .....	62

第4章	67
条例及び地方首長規則の審査	67
第5章	77
法令作成技術	77
A. 法令の枠組み	77
I. タイトル	77
II. 前文	81
II.A. 考慮事項	81
II.B. 法的根拠	86
II.C. 表明	90
III. 本文	92
III.A. 総則	92
III.A.1. 定義及び定義の範囲	94
III.A.2. 略語又は頭文字語の記載	103
III.A.3. 一般的性質のその他の事項	104
III.B. 定める基本的内容	105
III.B.1. 行政処分	107
III.B.2. 民事処分	114
III.C. 刑事規定	115
III.D. 経過規定	118
IV. 結び	129
V. 注釈	130
VI. 付属書類	140

B.	特別事項 .....	140
I.	権限の委任 .....	140
II.	捜査 .....	144
III.	廃止 .....	145
IV.	法令の改正 .....	147
C.	法令の言語 .....	165
I.	言語 .....	165
II.	単語又は用語の選択 .....	170
III.	準拠の技術 .....	175

## 出典



## 第1章

### 条例及び地方首長規則の定義、原則、種類、及び内容

#### 問1

法令とは何か？

答:

法令とは、公に拘束力を有する法的規範を記載した文書による規則のことであり、法令で定められた手続きを通じて権限を有する国家機関又は官吏が制定するものである<sup>1</sup>。

上記の定義に基づき、規則を法令とすることができるようにするために満たすべきいくつかの要素がある、すなわち：

- a. 文書による規則である
- b. 公に拘束力を有する法的規範を記載している
- c. 権限を有する国家機関又は官吏により制定されている、及び
- d. 所定の手続きを経ている

#### 問2

法令の種類及びヒエラルキーには何があるか？

答:

法令の種類及びヒエラルキーは下記の通りである：

- a. インドネシア共和国 1945 年憲法
- b. 国民協議会決定
- c. 法律/法律代行政令
- d. 政令
- e. 大統領令
- f. 州条例、及び
- g. 県/市条例

---

<sup>1</sup> インドネシア「法令の制定に関する 2011 年法律第 12 号」、官報 2011 年第 82 号、官報補遺第 5234 号第 1 条 2

上述の法令の定義、種類、及びヒエラルキーの概要については、「法制執務 Q&A 中央編」の回答に記載されており、「法制執務 Q&A 条例及び地方首長規則編」では地方レベルの法令、特に条例及び地方首長規則について解説していく。

### **問 3**

条例とは何か？

答:

条例又はそれに類する別の名称の規則とは、州条例及び県/市条例のことである<sup>2</sup>。州条例は、州知事との共同承認に基づく州地方議会が制定する法令のことである<sup>3</sup>。一方、県/市条例とは、県知事/市長との共同承認に基づく県/市地方議会が制定する法令のことである<sup>4</sup>。

### **問 4**

地方首長規則とは何か？

答:

地方首長規則とは、州知事令及び県知事/市長令のことである<sup>5</sup>。

### **問 5**

条例及び地方首長規則の制定において憲法上の根拠となっているものは何か？

答:

条例及び地方首長規則の制定における憲法上の根拠は、「地方政府は、地方自治及び補佐任務を実施するために条例及びその他の規則を制定する権利を有する」と定めたインドネシア共和国 1945 年憲法第 18 条（6）項である。

### **問 6**

条例及び地方首長規則の制定において用いるべき原則は何か？

---

<sup>2</sup> インドネシア、「地方政府に関する 2014 年法律第 23 号」、官報 2014 年第 244 号、官報補遺第 5587 号第 1 条 25 号

<sup>3</sup> インドネシア、「法令の制定に関する法律」第 1 条 7 号

<sup>4</sup> 同書第 1 条 8 号

<sup>5</sup> インドネシア、「地方政府に関する法律」第 1 条 26 号

答:

条例の制定は下記の原則に基づいていなければならない：

- a. 法令の制定及び法令の内容
- b. 地方自治（地方分権）及び補佐任務
- c. インドネシア共和国統一国家の原則に反しない限り、社会で発展する法の原則（条例の場合、法令の規定に基づき地元の事情に応じた内容を記載）
- d. 垂直的なヒエラルキーに反しないという原則
- e. 公共の利益及び/又は道徳の原則
- f. 社会の願望に基づく原則、及び
- g. インドネシア共和国統一国家制度の原則

地方首長規則の制定は下記の原則に基づいていなければならない：

- a. 法令の制定及び法令の内容
- b. 地方自治（地方分権）及び補佐任務
- c. 垂直的なヒエラルキーに反しないという原則
- d. 公共の利益及び/又は道徳の原則
- e. 権限分散
- f. 社会の願望に基づく原則、及び
- g. インドネシア共和国統一国家制度の原則

## 問 7

条例及び地方首長規則の制定権限を有する機関又は官吏は誰か？

答:

条例の制定権限を有する機関又は官吏は、地方首長との共同承認に基づく地方議会である<sup>6</sup>。一方、地方首長規則の制定権限を有する機関又は官吏は、地方首長である<sup>7</sup>。

権限を有する機関又は官吏であることは、法令の制定の形式要件の1つである。この場合、権限を有する機関又は官吏は、属性又は委任により法令を制定できる権限を有する機関のことである。

---

<sup>6</sup> 同書第 236 条 (1) 項

<sup>7</sup> 同書第 246 条 (1) 項

地方議会とは、地方行政の運営者としての地位を有する地方議会のことである<sup>8</sup>。

一方、地方首長とは、地方を代表する地方行政の長のことである<sup>9</sup>。

## 問 8

地方レベルの規制の手段にはどのようなものがあるか？

答:

オランダの規則制定指針として利用される *Directive on Legislation* の規定に基づく規制の手段 (*regulatory instruments*) は 3 種類ある：

### a. 公に拘束力を有する規則 (*generally binding regulation*)

*generally binding regulation* とは、公に拘束力を有する規則である。「法令の制定に関する 2011 年法律第 12 号」第 1 条 2 号に規定されている法令は公に拘束力を有する規則である。

例：州条例、県/市条例、州知事令、県知事/市長令、地方議会令、村条例、及び村長令

### b. 内部を規制する規則 (*internal regulation*)

*internal regulation* とは、当該地方機関内を規制する規則であり、法令のように公に拘束力を有する法的効力を有さない。

例：指針及び技術指針

### c. 政策ルール (*policy rules*)

*Policy rules* とは、権限に基づき行為を遂行する又は法令を解釈するために裁量権限に基づき行政官吏が定める規制手段のことである。法令が未制定で規制が不明確又は既存の法的問題に対応していない場合にこれが起こりうる。*Policy rules* は公に拘束力を有する法令のような性質を有しているが、法令作成技術規定に従っていない。

例：通達、州知事/市長/県知事決定及び告示

## 問 9

地方の法令の形態には何があるか？

---

<sup>8</sup> 同書第 1 条 4 号

<sup>9</sup> 同書第 59 条 (1) 項。「地方の法令の制定に関する 2015 年内務大臣令第 80 号の改正に関する 2018 年内務大臣令第 120 号」第 1 条 2 号も参照。



答:

地方の法令の形態は下記の通りである:

a. 規則 (Peraturan)、公に拘束力を有する規制手段、及び権限に基づき行政官吏が定める地方機関内部に対する規制手段である。「法令の制定に関する 2011 年法律第 12 号」第 1 条 2 号に規定されている法令のことである。

例: 条例、地方首長規則、地方議会令

b. 決定 (Penetapan)、具体的、個別的及び最終的な性質を有し、個人又は民事上の法人に対し法的効果をもたらす、現行法令に基づく政府機関又は行政官吏が発行した国家行政法上の措置を記載した書面の決定のことである。

例: 地方首長決定、地方議会決定、地方議会議長団決定、地方議会懲罰委員会決定

#### 問 10

条例及び地方首長規則の法的効力はどのようなものか？

答:

条例の法的効力は法令のヒエラルキーに基づいているため、条例は上位法令に矛盾してはならない。また、地方首長規則の法的効力はその存在を認められており、上位法令の委任を受けている又は権限に基づいている限り、法的拘束力を有している。

条例及び地方首長規則は、法令制度によって統合された一部をなすものであるため、上位法令の規定、適切な法令の制定の原則、法令の内容に関する原則、裁判所の判決<sup>10</sup>、公共の利益及び/又は道徳の原則、社会の願望 (ニーズ) に基づく原則、インドネシア共和国統一国家制度の原則に矛盾してはならない。

#### 問 11

条例で定める内容とは何か？

答:

州条例及び県/市条例の内容は下記の通りである:

---

<sup>10</sup> インドネシア、「雇用創出に関する 2020 年法律第 11 号」、官報 2020 年第 245 号、官報補遺第 6573 号第 176 条 2 号、第 250 条

- a. 地方自治及び補佐任務実施、並びに地方の特殊事情に対応するための内容、及び/又は
- b. 上位法令の詳細規定

a. 地方自治及び補佐任務実施並びに地方の特殊事情に対応するための内容については次の通りである：

1. 地方自治実施のための内容

地方行政実施の基本原則は地方自治に基づく。地方自治とは、インドネシア統一国家制度内における行政事務及び現地の住民の利害を自ら規制及び取り扱うための自治地域の権利、権限及び義務のことである<sup>11</sup>。地方自治実施の根拠は、地方に委任された共同行政である<sup>12</sup>。共同行政とは、中央政府、州、県/市の間で分担する行政のことである<sup>13</sup>。州及び県/市の権限となっている共同行政は義務的行政及び選択的行政からなる<sup>14</sup>。義務的行政は、下記の通り基本的サービスに関連する行政及び基本的サービスに関連しない行政に分けられる：

- a) 基本的サービスに関連する義務的行政は：
  - 1) 教育
  - 2) 保健
  - 3) 公共事業及び空間整備
  - 4) 住宅及び住宅地、及び
  - 5) 平穩、公共秩序、住民保護及び社会
- b) 基本的サービスに関連しない義務的行政は：
  - 1) 労働
  - 2) 女性強化及び児童保護
  - 3) 食糧
  - 4) 土地
  - 5) 環境
  - 6) 住民及び民事登録
  - 7) 社会及び村落強化
  - 8) 人口管理及び家族計画

---

<sup>11</sup> インドネシア、「地方政府に関する法律」第1条6号

<sup>12</sup> 同書第9条（4）項

<sup>13</sup> 同書第9条（3）項

<sup>14</sup> 義務的行政とは、全ての地方が実施を義務付けられる行政のことである。一方、選択的行政とは、地方のポテンシャルに応じて地方が実施することが義務付けられる行政のことである。

- 9) 運輸
- 10) 情報通信
- 11) 協同組合及び中小企業
- 12) 投資
- 13) 青年及びスポーツ
- 14) 統計
- 15) 暗号
- 16) 文化
- 17) 図書、及び
- 18) 文書管理

一方、選択的行政は:

- 1) 海洋及び水産
- 2) 観光
- 3) 農業
- 4) 林業
- 5) エネルギー及び鉱物資源
- 6) 商業
- 7) 工業、及び
- 8) 移住

中央政府と、州及び県/市の共同行政の分担は、「地方政府に関する 2014 年法律第 23 号」付属書類に明記されている通りである。「地方政府に関する 2014 年法律第 23 号」付属書類に記載されていない共同行政については、各行政レベルの地方政府の権限となり、共同行政の分担の原則及び基準を用いて定める。

中央政府と、州及び県/市の共同行政の分担は、説明責任、効率化、外部性、及び国内の戦略的利害の原則に基づく。

上記に基づき、州条例の内容は、州の権限となる行政の基準を記載する、すなわち:

- a) 所在地が県/市を横断する行政
- b) 利用者が県/市を横断する行政

- c) 利益又は負の影響が県/市を横断する行政、及び/又は
- d) 資源の利用を州が実施した方が効率的な行政

一方、県/市条例の内容は、県/市の権限となる行政の基準を記載する、すなわち:

- a) 所在地が県/市内の行政
- b) 利用者が県/市内の行政
- c) 利益又は負の影響が県/市内のみの行政、及び/又は
- d) 資源の利用を県/市が実施した方が効率的な行政

地方自治及び補佐任務実施の枠組みにおける内容を記載した条例の例:

- a) 森林管理に関する A 州条例  
「地方政府に関する 2014 年法律第 23 号」付属書類に規定されている通り、森林管理は中央及び州の権限となっている。
- b) 教育の実施に関する B 県条例  
「地方政府に関する 2014 年法律第 23 号」付属書類に記載されている通り、初等教育、早期教育及び非公式教育は県/市の権限となっている。
- c) 平穏及び公共秩序に関する C 県条例  
「地方政府に関する 2014 年法律第 23 号」付属書類に記載されている通り、1つの地域内の平穏及び公共秩序妨害対応は県/市の権限となっている。

## 2. 補佐任務の枠組みにおける内容

補佐任務とは、中央政府の権限となっている行政の一部を実施するために中央政府から自治地域へ、又は、州地方政府の権限となっている行政の一部を実施するために州地方政府から県/市へ委任された任務のことである<sup>15</sup>。中央政府の権限となっている共同行政は、団体委任の原則に基づき州に委任する方法で実施が可能である。同様に、州地方政府の権限となっている共同行政は、団体委任の原則に基づき県/市に委任が可能である<sup>16</sup>。地方は補佐任務を実施する上での地方の政策を定める権利を有する。地方の政策は、その地方の補佐任務の実施に関する規制のみにかかわる。

例: 市場の開発、整備及び管理に関する A 県条例

---

<sup>15</sup> 同書第 1 条 11 号

<sup>16</sup> 同書第 19 条 (1) 項、及び第 20 条 (1) 項

### 3. 地方の特殊事情に対応するための内容

地方の特殊事情に対応するための内容とは、法律で定められた特殊な形態の地方行政を実施するために定められた内容及び各地方の特殊性に応じた内容のことである。

特殊又は特別な性質の地方行政単位を国家が認めこれを尊重する旨を示した 1945 年憲法第 18 B 条（1）項の規定を実施する文脈における特殊な性質の地方行政の形態を定めている法律は下記の通りである：

- a) 「パプア州の特別自治に関する 2001 年法律第 21 号」
- b) 「アチェ政府に関する 2006 年法律第 11 号」
- c) 「インドネシア共和国統一国家首都としてのジャカルタ首都特別州地方政府に関する 2007 年法律第 29 号」
- d) 「ジョクジャカルタ特別地域に関する 2012 年法律第 13 号」

例:

- a) アチェ州において有効な条例（Qanun Aceh）、及び
- b) パプア州及び西パプア州において有効な特別条例及び州条例

一方、「地方政府に関する 2014 年法律第 23 号」第 236 条（4）項に記載の規定に基づく地方の事情に応じた内容とは、その地域で発展した地元の叡智に対応する内容のことである。

例:

- a) 共有地及びその活用に関する A 州条例
- b) バリの慣習村に関する B 州条例
- c) ナガリ（Nagari）に関する C 州条例、及び
- d) 慣習保護に関する A 県条例

#### b. 上位法令の詳細規定について

上位法令の詳細規定とは、上位法令の命令の実施を条例の中でより詳細に記述する内容のものである。

例：

- 1) 村の部局等に関する A 県条例

本条例は、「第 48 条、第 49 条、及び第 50 条（１）項に規定されている村の部局等に関する詳細規定は、政令に基づき県/市条例で定める。」と規定した「村落に関する 2014 年法律第 6 号」第 50 条（２）項から委任されたものである。

2) 環境保護及び管理計画に関する B 州条例

本条例は、環境保護及び管理計画は、a. 国家環境保護及び管理計画の場合、政令、b. 州環境保護及び管理計画の場合、州条例、及び c. 県/市環境保護及び管理計画の場合、県/市条例で定めると規定した「環境保護及び管理に関する 2009 年法律第 32 号」第 10 条（３）項から委任されたものである。

3) 公有物管理に関する C 県条例

本条例は、公有物管理に関する詳細規定は、第 90 条（３）項に規定の公有物管理政策を指針としつつ、条例で定めると規定した「国有物/公有物管理に関する 2014 年政令第 27 号」第 105 条から委任されたものである。

## 問 12

地方首長規則で定める内容とは何か？

答:

地方首長規則の内容は下記の通りである。

a. 上位法令で委任された内容

例:

1) 地方の損害賠償請求実施処理手順に関する A 州知事令

本州知事令は、地方の損害賠償請求実施処理手順に関する詳細規定は、地方首長規則で定めると規定した「会計以外の公務員又はその他の官吏に対する地方の損害賠償請求実施処理に関する 2018 年内務大臣令第 133 号」第 56 条から委任されたものである。

2) 地方官房局の地位、組織構成、任務、機能及び業務手順に関する A 市長令

本市長令は、地方政府の部局等の地位、組織構成、任務、機能及び業務手順に関する規定は地方首長規則で定めると規定した「地方政府の部局等に関する 2016 年政令第 18 号」第 4 条から委任されたものである。

3) 村における物品/役務の調達活動実施手順に関する B 県知事令

本県知事令は、（２）項に規定の村における物品/役務の調達活動実施手順に関する詳細規定は、村における物品/役務の調達に関する法令を指針として県知

事/市長令で定めると規定した「村財政管理に関する 2018 年内務大臣令第 20 号」第 52 条(6)項から委任されたものである。

b. 権限に対応する、すなわち法令の規定に基づく行政の特定事務の実施に対応するための内容

例:

- 1) 質の高い家族のいる村落振興に関する A 県知事令、及び
- 2) 自転車レーン利用に関する B 市長令

当該地方首長規則の内容は、上位法令で委任されている内容及び権限に対応するための内容である旨が「法令の制定に関する 2011 年法律第 12 号」第 8 条(2)項の規定で定められている。これは、地方首長規則に条例又は法令の権限を実施するための内容を記載する旨を定めた「地方政府に関する 2014 年法律第 23 号」第 246 条(1)項の規定と調和したものとなっている。

地方首長規則において、住民の権利及び義務、住民への賦課並びに地方による支出の種類に関する規制を定めることは認められない。なぜなら、それらの内容は、住民、この場合、地方議会の承認が必要な条例で定める内容だからである<sup>17</sup>。

---

<sup>17</sup> ジムリー・アシディキ、「改革後のインドネシアの行政法のポイント」(ジャカルタ、ブアナ・イルム・ポブレル、2007 年)、161 ページ。

住民代表からの承認が必要な法令で定めるべき 3 つの重要事項が存在する:

- a. 国民の権利及び自由を減らしうる規制
- b. 国民の財産に負担となりうる規制、及び
- c. 国家行政の運営者による支出に関する規制





## 第 2 章 条例の制定

### A. 計画

#### 問 13

条例作成計画手段として使われる用語は何か？

答:

「法令の制定に関する2011年法律第12号」第32条では、州条例の作成計画は州地方立法計画の中で行うと規定されている一方、「地方政府に関する2014年法律第23号」第239条（1）項では、条例案の作成計画は条例制定計画（Propemperda）の中で行われると規定されている。ただし、その後、「法令の制定に関する2011年法律第12号の改正に関する2019年法律第15号」第1条10号の中では地方立法計画の語が使われている。そのため、本書では、地方立法計画（略称Prolegda）という用語を条例計画手段として用いることにする。

#### 問 14

地方立法計画（Prolegda）と条例制定計画（Propemperda）は読み替えが可能か？

答:

地方立法計画は、「地方政府に関する2014年法律第23号」第403条の規定で定められている条例制定計画と読み替える。地方立法計画と条例制定計画はいずれも条例作成計画手段という同じ事項を定めているため、2つの間に矛盾はない。「法令の制定に関する2011年法律第12号の2度目の改正に関する2022年法律第13号」第42A条の注釈で述べられている条例作成計画文書は地方立法計画である。

#### 問 15

地方立法計画の有効期間はどれくらいか？

答:

地方立法計画の有効期間は、条例案制定優先順位に基づき1年間と定められている。

## **問 16**

地方立法計画の作成及び決定のタイミングはいつか？

答:

地方立法計画の作成及び決定は、毎年、地方予算に関する条例案決定前に行う<sup>18</sup>。

## **問 17**

州地方立法計画を作成するのは誰か？

答:

州地方立法計画は、州地方議会及び州地方政府が作成する。州地方議会及び州地方政府の間で行われる州地方立法計画の作成の調整は、地方議会の地方立法機関が調整する。

地方議会による州地方立法計画の作成は、条例制定機関が調整する<sup>19</sup>。

地方政府での州地方立法計画の作成は、州法務局が調整し、関連出先機関を関与させることが可能である<sup>20</sup>。関連出先機関とは下記の通りである<sup>21</sup>：

a. 法務分野の行政を担当する省の出先機関、及び/又は

b. 下記に応じた関連出先機関:

1. 権限
2. 内容、又は
3. ニーズ

地方立法計画作成には、法令ドラフター、立法分析官及び専門家を関与させる。法令の制定の各段階には、法令ドラフター、立法分析官及び専門家を関与させる。法令の制定

---

<sup>18</sup> インドネシア、「法令の制定に関する法律」第 34 条（3）項

<sup>19</sup> インドネシア、「法令の制定に関する法律」第 36 条（2）項、及び第 37 条（2）項、「法令の制定に関する 2011 年法律第 12 号の施行規則に関する 2014 年大統領令第 87 号」

<sup>20</sup> インドネシア、「法令の制定に関する法律」第 36 条（3）項、及び第 37 条（1）項、「法令の制定に関する 2011 年法律第 12 号の施行規則に関する 2014 年大統領令第 87 号」

<sup>21</sup> インドネシア、「法令の制定に関する 2011 年法律第 12 号の施行規則に関する大統領令」、官報 2014 年第 199 号第 35 条及び第 36 条

には、ニーズに応じて、法令ドラフターの他に、法務分析官を関与させることが可能である<sup>22</sup>。

#### **問 18**

州地方立法計画作成結果はどのようにフォローアップされるか？

答:

地方政府による州地方立法計画作成結果は、州法務局が州地方官房局を通じて州知事に提出し、州知事が地方議会議長団を通じて条例制定機関に提出する。

州地方議会による州地方立法計画作成結果は、条例制定機関の代表団を通じて条例制定機関が州地方議会議長団に提出する。

州地方議会及び地方政府との州地方立法計画作成結果は、合意されて州地方立法計画となり、州地方議会本会議で決定される。その地方立法計画は、州地方議会決定書で定める。

#### **問 19**

オムニバス手法を用いた州条例案の作成計画はどのようなものか？

答:

オムニバス手法を用いた条例案は地方立法計画の中で定めなければならない<sup>23</sup>。

#### **問 20**

州地方立法計画に記載する内容とは何か？

答:

地方立法計画には、州条例案のタイトル、定める内容及びその他の法令との関連性を内容とする州条例制定計画を記載する<sup>24</sup>。

---

<sup>22</sup> インドネシア、「法令の制定に関する 2011 年法律第 12 号」、及び「法令の制定に関する 2011 年法律第 12 号の 2 度目の改正に関する 2022 年法律第 13 号」、官報 2022 年第 143 号第 98 条（1）項

<sup>23</sup> 同書第 42 条

<sup>24</sup> インドネシア、「法令の制定に関する法律」第 33 条（1）項

地方立法計画で定める内容及びその他の法令との関連性とは、下記を含む条例案コンセプトに関する説明のことである<sup>25</sup>

- a. 作成の背景及び目的
- b. 実現を求める目標
- c. 主旨、規制される範囲、及び
- d. 規制の対象及び方向性

定める内容は、アカデミックペーパーに記載された検証及び調和作業を経たものである<sup>26</sup>。

---

<sup>25</sup> 同書第 33 条（2）項

<sup>26</sup> 同書第 33 条（3）項